

会費に関する細則

令和2年2月20日 理事会決定

1. 会員は、会費として毎年4月に次の金額を納めなければならない。
 - (1) 正会員 10,000 円
 - (2) 学生会員 4,000 円
 - (3) 団体会員 25,000 円
 - (4) 賛助会員 一口につき 100,000 円
 - (5) シニア会員 5,000 円
2. 名誉会員は、会費を免除するものとする。